

## 重要な税制改正のポイント

～ 平成29年度税制改正大綱 ～

### 1. 法人税に関する改正

#### (1) 研究開発税制の見直し（平成29年4月1日以後開始事業年度より）

##### ① 大法人の総額に係る税額控除

大法人に対する試験研究費の税額控除について、総額型の税額控除率（現行：8～10%）を試験研究費の増減割合に応じた控除率とする制度に改組する。2年間の時限措置として、税額控除率の上限を14%（原則：10%）とする。

増減割合が5%超 …… 9% + (増減割合 - 5%) × 0.3

増減割合が5%以下 …… 9% - (5% - 増減割合) × 0.1

増減割合が△25%未満 …… 6%

(注1) 増減割合 =  $\frac{\text{試験研究費の増減差額（当期の試験研究費 - 比較試験研究費）}}{\text{比較試験研究費の額}}$

(注2) 比較試験研究費 …… 前3年間の試験研究費の平均額

##### ② 中小企業者の総額に係る税額控除（2年間の時限措置、高水準型との選択適用）

試験研究費の増加割合が5%を超える中小企業者の試験研究費の税額控除について、総額型の税額控除率（現行：12%）を「12% + (増加割合 - 5%) × 0.3」とする。

税額控除は、当期法人税額の35%（現行：25%）を限度とする。

2年間の時限措置として税額控除率の上限を17%（原則：12%）とする。

##### ③ 上乗せ措置の見直し

試験研究費の増加額に対する税額控除の上乗せ措置を廃止し、高水準部分（過去4年間の平均売上高の10%を超える部分）の試験研究費に対する税額控除を2年間延長する。

##### ④ 高水準部分に係る税額控除（2年間の時限措置）

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、高水準型の税額控除との選択により、総額型における控除税額限度額を次の金額とできる。ただし中小企業者等は、上記②との選択適用とする。

当期法人税額の25% + 法人税額 ×  $\underbrace{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2}_{10\% \text{を上限とする}}$

##### ⑤ 試験研究費の範囲の追加

試験研究費の範囲に、新サービス（対価を得て提供する新たな役務）の開発を目的として行う情報解析等に要する原材料費、人件費、経費を追加する。

##### ⑥ 特別試験研究費の範囲の見直しと簡素化

特別試験研究費の対象となる共同研究、委託研究に係る相手先が支出する費用で自己が負担するものについて、費用の限定（現行：原材料費、人件費、旅費、経費および外注費に限定）を廃止する。

契約締結前に支出した費用について、その契約に係るものであることが明らかであり、かつ、支出日と契約締結日は同一の事業年度である場合には特別試験研究費に含める。

特別試験研究費の額であることの相手方による確認について、費用の明細書と領収書等との突合を不要とする。

## (2) 所得拡大促進税制の見直し

### ① 大法人

大法人に対する所得拡大促進税制の適用要件のうち、次の要件3を変更するとともに、税額控除額を雇員給与等支給増加額の最大12%（現行：10%）に拡充する。

要件1：適用年度の給与等支給額が、基準事業年度の給与等支給額と比較して5%（注）以上増加していること

（注）平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度・・・4%

要件2：適用年度の給与等支給額が前事業年度の給与等支給額以上であること

要件3：継続雇員者に対する平均給与等支給額が、前事業年度の平均給与等支給額より2%以上増加している（現行：超えている）こと

$$\text{税額控除額} = \frac{\text{雇員給与等支給増加額}}{\text{雇員給与等支給増加額}} \times 10\% + \underbrace{\left[ \frac{\text{雇員給与等支給額} - \text{比較雇員者給与等支給額}}{\text{雇員給与等支給増加額}} \right]}_{\text{雇員給与等支給増加額を上限}} \times 2\%$$

### ② 中小企業者等

所得拡大促進税制の適用を受ける中小企業者等について、継続雇員者に対する平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額より2%以上増加している場合には、その税額控除額を最大で雇員給与等支給増加額の22%（現行：10%）に拡充する。

（上記①の税額控除額の算式における2%の控除割合を12%とする）

## (3) 役員給与の見直し

### ① 定期同額給与（平成29年4月1日以後の支給分より）

損金算入される定期同額給与の範囲に、手取り額（税および社会保険料の源泉徴収後の金額）が同額（現行：支給額である額面が同額）である定期給与を追加する。

### ② 事前確定届出給与（平成29年10月1日以後の支給分より）

損金算入される事前確定届出給与の対象に、次の見直しを行う。

(イ) 所定の時期に確定した数の株式を交付する給与を対象に加える

(ロ) 所定の時期に確定した数の新株予約権を交付する給与を対象に加える。ただし、一定の新株予約権による給与については届出不要

(注) 上記の株式および新株予約権は市場価格のある株式またはその取得の基因となるもので役務の提供を受ける法人またはその法人の発行済株式の50%超を直接または間接に保有する法人が発行したものに限り。

(ハ) 利益その他の指標を基礎として譲渡制限が解除される数が算定される譲渡制限付株式による給与を対象から除外する。

### ③ 利益連動給与（平成29年4月1日以後の支給分より）

(イ) 算定指標の範囲に、株式の市場価格の状況を示す指標および売上高の状況を示す指標を加えると同時に、その事業年度後の事業年度または将来の所定の時点もしくは期間の指標を用いることができるととする。

(ロ) 利益の状況を示す指標または上記(イ)の追加された指標を基礎として算定される数の市場価格のある株式を交付する給与で確定した数を限度とするものを対象に加える。

(ハ) 同族会社のうち非同族会社との間に完全支配関係がある法人（非同族の同族）の支給する給与を対象に加える。

- ④ 退職給与（平成29年10月1日以後の支給分より）  
 利益その他の指標（勤務期間および既に支給した給与を除く）を基礎として算定される退職給与のうち、以下の金額を損金不算入とする。  
 (イ) 利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの  
 (ロ) 新株予約権による給与で事前確定届出給与または利益連動給与の損金算入要件を満たさないもの
- ⑤ 譲渡制限付株式または新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度  
 （平成29年10月1日以後の支給分より）  
 (イ) 役務の提供を受けた法人以外の法人が交付するものを対象に加える（現行：役務の提供を受けた内国法人（譲渡制限付株式は完全親法人を含む）が発行・交付するもの）  
 (ロ) 譲渡制限付株式を対価とする費用について、原則として、譲渡制限が解除されることが確定した日（現行：譲渡制限が解除された日）の属する事業年度の損金の額に算入する。  
 (ハ) 非居住者に対して交付された場合には、そのものが居住者であったとした場合に給与所得等が生じることが確定した日において役務の提供を受けたこととする

- (4) 地域中核事業向け設備投資促進税制の創設（改正法の施行日から平成31年3月31日）  
 青色申告書を提出する法人が、同意地域中核事業促進地域内において特定地域中核事業施設等を新設または増設した場合において、その特定地域中核事業施設等を構成する建物、建物附属設備、構築物、機械装置、器具備品を取得等し事業共用したときは、取得価額の40%（建物、建物附属設備、構築物は20%）の特別償却と取得価額の4%（建物、建物附属設備、構築物は2%）の税額控除との選択適用ができることとする。

税額控除は法人税額の20%を限度とする。

特定地域中核事業施設等とは、その法人の特定承認地域中核事業計画に定められた施設または設備等で地域中核事業に供するもののうち、取得価額の合計額が2,000万円以上であるものに限る。また当制度の対象となる取得価額の合計額は100億円を限度とする。

- (5) 中小企業向け税制優遇の適用停止（平成31年4月1日以後開始事業年度より）  
 資本金または出資金の額が1億円以下の法人のうち、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度については、中小企業向けの租税特別措置の適用を停止する。

上乗せ措置の適用停止	研究開発税制について、総額に係る税額控除率の優遇措置
	所得拡大促進税制について、給与等支給額の増加要件の緩和措置および税額控除限度額の拡大措置
中小企業に限定した措置の適用停止	年800万円までの所得金額に対する軽減税率15%の適用（本則どおり19%とされる／資本金5億円以上の法人の完全支配関係にある中小法人を除く）
	中小企業投資促進税制について、一定の機械装置等への特別償却または税額控除
	商業・サービス業を営む中小企業者等が取得等する経営改善設備への特別償却または税額控除
	中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入の特例（取得価額30万円未満の減価償却資産の一時損金算入）

(6) 中小企業投資税制の見直し（平成29年4月1日～平成31年3月31日までの取得等）  
 中小企業投資促進税制の対象資産のうち、器具備品を対象外とする。  
 中小企業投資促進税制の上乗せ措置（生産性向上設備等に係る特別償却等）について、  
 中小企業経営強化税制に改組したうえで、適用期限を2年間延長する。

(7) 中小企業経営強化税制の創設（平成29年4月1日～平成31年3月31日までの取得等）  
 次の要件をすべて満たす場合には、中小企業経営強化税制の適用により、対象資産の即時償却または10%（資本金3000万円超の法人は7%）の税額控除を受けられる。

当制度による税額控除は、中小企業投資促進税制および商業・サービス業・農林水産業活性化税制による税額控除と合わせて法人税額の20%を限度とし、控除しきれない金額は翌1年間の繰越控除が認められる。

- ① 経営向上計画の認定を受けた青色申告書を提出する中小企業者等であること
- ② 指定事業の用に供される機械装置、工具、器具備品、建物附属設備またはソフトウェアを取得すること
- ③ 生産性向上設備または収益力強化設備に該当すること
- ④ 一定の規模以上のものであること
- ⑤ 経営力向上に著しく資する一定のもので、その法人の認定を受けた経営向上計画に記載されていること

(8) 特定資産の買換えに対する課税の特例の見直し

特定資産の買換えの課税の特例につき所要の見直しを行い、適用期限を3年延長する。

既成市街地等の区域内から区域外への買換え（1号）	譲渡資産から事務所およびその敷地の用に供されている土地等を除外するとともに、買換資産から市町村の都市機能誘導区域以外の地域内にある誘導施設に該当するものに係る土地等、建物（建物附属設備を含む）および構築物を除外する
市街化区域または既成市街地等の区域内から区域外への農業用資産の買換え（2号）	所要の経過措置ののち、適用期限の到来をもって対象から除外する
農業地区域内にある土地等の買換え（7号）	所要の経過措置ののち、適用期限の到来をもって対象から除外する
長期保有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換え（9号）	買換資産のうち「鉄道事業用車両運搬具」を「貨物鉄道事業用の電気機関」に限定
船舶から船舶への買換え（10号）	対象資産の除外、適用要件の見直しを行う

(9) 法人税の申告期限延長特例の見直し

会計監査人設置会社である法人が、定款等の定めにより各事業年度終了後3か月以内に株主総会招集できない常況にある場合には、事業年度終了日の翌日から最長6か月（現行：4か月）間の申告期限の延長を認める。

(10) 届出書関係

法人の設立届出書等について登記事項証明書の添付を不要とするほか、各種異動届出書は移転前（現行：移転前と移転後の両方）の税務署への提出だけでよいとする。

## 2. 個人所得税に関する改正

- (1) 配偶者控除の見直し（平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の住民税より適用）  
 控除対象配偶者または老人控除対象配偶者に対する配偶者控除額を、居住者である所得者本人の所得金額に応じて次のとおり見直す。  
 また所得者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合には配偶者控除を適用しない。

所得税での配偶者控除の控除額

所得者本人の合計所得金額	配偶者控除の金額			
	一般の控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	改正後	現 行	改正後	現 行
900万円以下	38万円	38万円	48万円	48万円
900万円超 950万円以下	26		32	
950万円超 1,000万円以下	13		16	
1,000万円超	0		0	

- (注1) 控除対象配偶者 … 居住者と同一生計で合計所得金額38万円以下の配偶者  
 (注2) 老人控除対象配偶者 … 控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人  
 (注3) 本人の所得が給与だけの場合、給与収入が12,200,000円以下であれば合計所得金額は1,000万円以下となる

住民税での配偶者控除の控除額

所得者本人の合計所得金額	配偶者控除の金額			
	一般の控除対象配偶者		老人控除対象配偶者	
	改正後	現 行	改正後	現 行
900万円以下	33万円	33万円	38万円	38万円
900万円超 950万円以下	22		26	
950万円超 1,000万円以下	11		13	
1,000万円超	0		0	

- (2) 配偶者特別控除の見直し（平成30年分以後の所得税、平成31年分以後の住民税より適用）  
 配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を38万円超123万円以下（現行：38万円超76万円未満）に変更し、その控除額を次のとおりとする。

所得税での配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額に応じた控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36	24	12
90万円超 95万円以下	31	21	11
95万円超 100万円以下	26	18	9
100万円超 105万円以下	21	14	7
105万円超 110万円以下	16	11	6
110万円超 115万円以下	11	8	4
115万円超 120万円以下	6	4	2
120万円超 123万円以下	3	2	1
123万円超	0		

### 住民税での配偶者特別控除の控除額

配偶者の合計所得金額	所得者本人の合計所得金額に応じた控除額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31	21	
95万円超 100万円以下	26	18	9
100万円超 105万円以下	21	14	7
105万円超 110万円以下	16	11	6
110万円超 115万円以下	11	8	4
115万円超 120万円以下	6	4	2
120万円超 123万円以下	3	2	1
123万円超	0		

### (3) 積立 NISA (非課税累積投資契約に係る非課税措置) の創設

少額投資非課税制度 (NISA) について、少額からの長期積立投資、分散投資に適した一定の投資商品に限定した「積立 NISA」を創設し、現行の NISA との選択により適用できることとする。(平成30年1月1日より適用)

項目	積立 NISA (創設)	現行の NISA	
		一般の NISA	ジュニア NISA
対象者	20歳以上	20歳以上	20歳未満
非課税投資枠	年間40万円	年間120万円	年間80万円
非課税期間	20年間	5年間	5年間
投資対象商品	信託期間が20年以上 非毎月分配型商品	上場株式等 (ETF、REIT 含む) 公募株式投資信託	上場株式等 (ETF、REIT 含む) 公募株式投資信託
投資可能期間	平成30年1月～ 平成35年12月末	平成26年1月～ 平成35年12月末	平成28年4月～ 平成35年12月末(注1)
非課税運用期間	投資した年から 最長20年間	投資した年から 最長5年間	投資した年から 最長5年間
ロールオーバー (注2)	可能(上限なし/ 時価+値上がり益)	可能(終了時の時価 で上限120万円)	可能(終了時の時価 で上限80万円)
払出し制限	なし	なし	18歳までの払出しは 過去に遡及して課税

(注1) 20歳に達するまで非課税保有の継続が可能

(注2) ロールオーバー・・・非課税期間が終了した時点で保有している投資商品を翌年の非課税投資枠へ繰り越すこと

### (4) 住宅リフォーム等に対する特例措置

特定増改築等に対する住宅借入金等特別控除および所得税額の特別控除について、特例の適用対象となる工事に特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を加える。また、省エネ改修工事と併せて太陽光発電設備を設置した場合には、税額控除限度額を各年10万円上乘せする。(平成29年4月1日～平成33年12月31日の居住)

省エネ改修工事に係る所得税額の特別控除について、居室の窓の断熱改修工事または居室の窓の断熱工事と併せて行う天井、壁もしくは床の断熱工事で改修後の住宅全体の断熱性能等級が改修前から1段階相当以上向上するなど一定の要件を満たすものを適用対象に追加する。(平成29年1月1日以後の居住)

### 3. 資産課税に関する改正

#### (1) 非上場株式等に係る納税猶予制度（平成29年1月1日以後の相続等より）

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象（現行：適用対象外）とする見直しを行う。

#### (2) 相続税または贈与税の納税義務の見直し（平成29年4月1日以後の相続等より）

① 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等および相続人等が相続開始前10年（現行：5年）以内のいずれの時点においても国内に住所を有したことがないこととする。

② 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が、国内に住所を有しない者であって相続開始前10年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていた者を除く）から相続または遺贈により取得した国外財産を相続税の課税対象に加える。

③ 被相続人等および相続人等が「出入国管理および難民認定法（入管法）」別表第一の在留資格をもって一時的滞在をしている場合等の相続または遺贈に係る相続税については、国内財産のみを課税対象とする

（注1）一時的滞在・・・国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内で合計10年以下の滞在

（注2）別表第一の在留資格・・・本邦で行う外交、公用、教授、芸術、宗教、報道

#### (3) 超高層建築物（タワーマンション）の固定資産税・都市計画税の見直し

高さが60mを超える建築物のうち、複数の階に住居が所在している居住用超高層建築物については、建築物全体の固定資産税額を各区分所有者に按分する際に用いる各区分所有者の専有部分の床面積を、「階層別専有床面積補正率」により補正する。

階層別専有床面積補正率とは、住戸の所在する階数の差異による床面積当たりの取引単価の変化の傾向（高層階ほど価格が高いこと）を反映するための率であり、最近の取引価格の傾向を踏まえ、居住用超高層建築物の1階を100とし、階が一を増すごとに、これに10を39で除した数を加えた数値とする。（例）40階の住戸・・・110（ $=100+39\times 10/39$ ）

居住用以外の専有部分がある場合は、居住用超高層建築物全体に係る固定資産税額を、床面積により居住用部分と非居住用部分に按分のうえ、居住用部分の税額を各区分所有者に按分する場合についてのみ階層別専有床面積補正率を使用する。

上記に加え、天井の高さ、附帯設備の程度等について著しい差違がある場合には、その差違に応じた補正を行う。また上記にかかわらず、居住用超高層建築物の区分所有者全員による申し出があった場合は、その申し出た割合により按分することも可能とする。

不動産取得税についても固定資産税と同様の補正率を用いて補正計算を行う。

平成30年度から新たに課税されることとなる居住用超高層建築物（平成29年4月1日前に売買契約が締結された住戸を含むものを除く）について適用する。

#### (4) 取引相場のない株式の評価の見直し（平成29年1月1日以後の相続等より）

類似業種比準方式について、①類似業種の上場会社の株価について課税時期の属する月以前2年間平均を加える、②類似業種の上場会社の配当金額、利益金額および簿価純資産価額について連結決算を反映する、③配当金額、利益金額、簿価純資産の価額の比重を（1：1：1）÷3とする。（現行：（1：3：1）÷5）

評価会社の規模区分の金額等について大会社および中会社の適用範囲を拡大する。